

会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱の一部を改正する告示 新旧対照表(参考資料)

改正後	改正前
(元請の遵守事項) 第9条 (略) 2・3 (略) 4 町から直接工事を請け負った元請は、工事現場に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における工事施工の技術上の総括的管理を行うものとする。この場合、下記の点に注意すること。 (1) (略) (2) 下請契約金額が<u>5,000万円</u>(建築一式工事にあつては、<u>8,000万円</u>)以上になる場合は、監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。(法第26条第1項、第2項) (3) 請負金額が<u>4,500万円</u>(建築一式工事にあつては、<u>9,000万円</u>)以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者であること。(法第26条第3項) (4)・(5) (略) 5 町から直接工事を請け負った元請以外の元請は、工事現場に主任技術者を置き、工事現場における工事施工の技術上の管理を行うものとする。なお、請負金額が<u>4,500万円</u>(建築一式工事にあつては、<u>9,000万円</u>)以上になる場合の主任技術者は、工事現場に専任の者でなければならない。(法第26条第3項) 6 (略)	(元請の遵守事項) 第9条 (略) 2・3 (略) 4 町から直接工事を請け負った元請は、工事現場に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における工事施工の技術上の総括的管理を行うものとする。この場合、下記の点に注意すること。 (1) (略) (2) 下請契約金額が<u>4,500万円</u>(建築一式工事にあつては、<u>7,000万円</u>)以上になる場合は、監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。(法第26条第1項、第2項) (3) 請負金額が<u>4,000万円</u>(建築一式工事にあつては、<u>8,000万円</u>)以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者であること。(法第26条第3項) (4)・(5) (略) 5 町から直接工事を請け負った元請以外の元請は、工事現場に主任技術者を置き、工事現場における工事施工の技術上の管理を行うものとする。なお、請負金額が<u>4,000万円</u>(建築一式工事にあつては、<u>8,000万円</u>)以上になる場合の主任技術者は、工事現場に専任の者でなければならない。(法第26条第3項) 6 (略)

改正後				改正前																																																																																															
様式第1号（第9条関係） 下請工事契約時チェックリスト 年 月 日 (当該下請工事における元請人) 商号・名称 代 表 者 <table><tr><td colspan="2">契約相手方（下請）の商号・名称</td></tr></table><table><thead><tr><th></th><th>項 目</th><th>はい</th><th>いいえ</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>一括下請発注は行っていない。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>特定建設業の許可を有する場合を除き、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を超える金額の下請発注は行っていない。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>下請金額が500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円未満又は延べ床面積が150㎡未満の木造住宅工事）の場合を除き、建設業の許可を受けていない者への下請発注は行っていない。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>建設業法による営業停止処分を受けている者又は会津美里町から入札指名停止措置を受けている者への下請は行っていない。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>下請は、社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）である。（やむを得ず未加入者を下請とした場合は、理由書を自らの元請を通じて県から直接工事を請け負った元請に提出し確認を受けるとともに、当該未加入の下請に対して、速やかな加入を繰り返し指導する。）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>契約に先立ち、下請から、法定福利費の額を明示した見積書を徴している。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>見積依頼時に、下請に対し当該下請契約に関する事項（工事内容、工期、契約条件（代金の支払時期・方法など））について、できる限り具体的な内容を提示している。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>上記6の内容提示から下請契約締結までに、下請が当該工事の見積りをするために必要な下記の期間を設けている。 ※見積りに必要な期間 ・下請予定価格が500万円未満の工事…1日以上 ・下請予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事…10日以上（やむを得ない事情がある場合は5日以上） ・下請予定価格が5,000万円以上の工事…15日以上（やむを得ない事情がある場合は10日以上）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>自己の取引上の地位を利用して、下請契約の金額を、施工しようとする工事に係る標準的な単価に基づく直接工事費、現場管理費等の間接工事費及び一般管理費を合計したものに満たない金額とした事実はない。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td>下請工事の開始に先立って下請契約書を取り交わしている。</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				契約相手方（下請）の商号・名称			項 目	はい	いいえ	1	一括下請発注は行っていない。			2	特定建設業の許可を有する場合を除き、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を超える金額の下請発注は行っていない。			3	下請金額が500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円未満又は延べ床面積が150㎡未満の木造住宅工事）の場合を除き、建設業の許可を受けていない者への下請発注は行っていない。			4	建設業法による営業停止処分を受けている者又は会津美里町から入札指名停止措置を受けている者への下請は行っていない。			5	下請は、社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）である。（やむを得ず未加入者を下請とした場合は、理由書を自らの元請を通じて県から直接工事を請け負った元請に提出し確認を受けるとともに、当該未加入の下請に対して、速やかな加入を繰り返し指導する。）			6	契約に先立ち、下請から、法定福利費の額を明示した見積書を徴している。			7	見積依頼時に、下請に対し当該下請契約に関する事項（工事内容、工期、契約条件（代金の支払時期・方法など））について、できる限り具体的な内容を提示している。			8	上記6の内容提示から下請契約締結までに、下請が当該工事の見積りをするために必要な下記の期間を設けている。 ※見積りに必要な期間 ・下請予定価格が500万円未満の工事…1日以上 ・下請予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事…10日以上（やむを得ない事情がある場合は5日以上） ・下請予定価格が5,000万円以上の工事…15日以上（やむを得ない事情がある場合は10日以上）			9	自己の取引上の地位を利用して、下請契約の金額を、施工しようとする工事に係る標準的な単価に基づく直接工事費、現場管理費等の間接工事費及び一般管理費を合計したものに満たない金額とした事実はない。			10	下請工事の開始に先立って下請契約書を取り交わしている。			様式第1号（第9条関係） 下請工事契約時チェックリスト 年 月 日 (当該下請工事における元請人) 商号・名称 代 表 者 <table><tr><td colspan="2">契約相手方（下請）の商号・名称</td></tr></table><table><thead><tr><th></th><th>項 目</th><th>はい</th><th>いいえ</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>一括下請発注は行っていない。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>特定建設業の許可を有する場合を除き、4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を超える金額の下請発注は行っていない。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>下請金額が500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円未満又は延べ床面積が150㎡未満の木造住宅工事）の場合を除き、建設業の許可を受けていない者への下請発注は行っていない。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>建設業法による営業停止処分を受けている者又は会津美里町から入札指名停止措置を受けている者への下請は行っていない。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>下請は、社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）である。（やむを得ず未加入者を下請とした場合は、理由書を自らの元請を通じて県から直接工事を請け負った元請に提出し確認を受けるとともに、当該未加入の下請に対して、速やかな加入を繰り返し指導する。）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>契約に先立ち、下請から、法定福利費の額を明示した見積書を徴している。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>見積依頼時に、下請に対し当該下請契約に関する事項（工事内容、工期、契約条件（代金の支払時期・方法など））について、できる限り具体的な内容を提示している。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>上記6の内容提示から下請契約締結までに、下請が当該工事の見積りをするために必要な下記の期間を設けている。 ※見積りに必要な期間 ・下請予定価格が500万円未満の工事…1日以上 ・下請予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事…10日以上（やむを得ない事情がある場合は5日以上） ・下請予定価格が5,000万円以上の工事…15日以上（やむを得ない事情がある場合は10日以上）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>自己の取引上の地位を利用して、下請契約の金額を、施工しようとする工事に係る標準的な単価に基づく直接工事費、現場管理費等の間接工事費及び一般管理費を合計したものに満たない金額とした事実はない。</td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td>下請工事の開始に先立って下請契約書を取り交わしている。</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				契約相手方（下請）の商号・名称			項 目	はい	いいえ	1	一括下請発注は行っていない。			2	特定建設業の許可を有する場合を除き、4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を超える金額の下請発注は行っていない。			3	下請金額が500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円未満又は延べ床面積が150㎡未満の木造住宅工事）の場合を除き、建設業の許可を受けていない者への下請発注は行っていない。			4	建設業法による営業停止処分を受けている者又は会津美里町から入札指名停止措置を受けている者への下請は行っていない。			5	下請は、社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）である。（やむを得ず未加入者を下請とした場合は、理由書を自らの元請を通じて県から直接工事を請け負った元請に提出し確認を受けるとともに、当該未加入の下請に対して、速やかな加入を繰り返し指導する。）			6	契約に先立ち、下請から、法定福利費の額を明示した見積書を徴している。			7	見積依頼時に、下請に対し当該下請契約に関する事項（工事内容、工期、契約条件（代金の支払時期・方法など））について、できる限り具体的な内容を提示している。			8	上記6の内容提示から下請契約締結までに、下請が当該工事の見積りをするために必要な下記の期間を設けている。 ※見積りに必要な期間 ・下請予定価格が500万円未満の工事…1日以上 ・下請予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事…10日以上（やむを得ない事情がある場合は5日以上） ・下請予定価格が5,000万円以上の工事…15日以上（やむを得ない事情がある場合は10日以上）			9	自己の取引上の地位を利用して、下請契約の金額を、施工しようとする工事に係る標準的な単価に基づく直接工事費、現場管理費等の間接工事費及び一般管理費を合計したものに満たない金額とした事実はない。			10	下請工事の開始に先立って下請契約書を取り交わしている。		
契約相手方（下請）の商号・名称																																																																																																			
	項 目	はい	いいえ																																																																																																
1	一括下請発注は行っていない。																																																																																																		
2	特定建設業の許可を有する場合を除き、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を超える金額の下請発注は行っていない。																																																																																																		
3	下請金額が500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円未満又は延べ床面積が150㎡未満の木造住宅工事）の場合を除き、建設業の許可を受けていない者への下請発注は行っていない。																																																																																																		
4	建設業法による営業停止処分を受けている者又は会津美里町から入札指名停止措置を受けている者への下請は行っていない。																																																																																																		
5	下請は、社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）である。（やむを得ず未加入者を下請とした場合は、理由書を自らの元請を通じて県から直接工事を請け負った元請に提出し確認を受けるとともに、当該未加入の下請に対して、速やかな加入を繰り返し指導する。）																																																																																																		
6	契約に先立ち、下請から、法定福利費の額を明示した見積書を徴している。																																																																																																		
7	見積依頼時に、下請に対し当該下請契約に関する事項（工事内容、工期、契約条件（代金の支払時期・方法など））について、できる限り具体的な内容を提示している。																																																																																																		
8	上記6の内容提示から下請契約締結までに、下請が当該工事の見積りをするために必要な下記の期間を設けている。 ※見積りに必要な期間 ・下請予定価格が500万円未満の工事…1日以上 ・下請予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事…10日以上（やむを得ない事情がある場合は5日以上） ・下請予定価格が5,000万円以上の工事…15日以上（やむを得ない事情がある場合は10日以上）																																																																																																		
9	自己の取引上の地位を利用して、下請契約の金額を、施工しようとする工事に係る標準的な単価に基づく直接工事費、現場管理費等の間接工事費及び一般管理費を合計したものに満たない金額とした事実はない。																																																																																																		
10	下請工事の開始に先立って下請契約書を取り交わしている。																																																																																																		
契約相手方（下請）の商号・名称																																																																																																			
	項 目	はい	いいえ																																																																																																
1	一括下請発注は行っていない。																																																																																																		
2	特定建設業の許可を有する場合を除き、4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を超える金額の下請発注は行っていない。																																																																																																		
3	下請金額が500万円未満（建築一式工事の場合は1,500万円未満又は延べ床面積が150㎡未満の木造住宅工事）の場合を除き、建設業の許可を受けていない者への下請発注は行っていない。																																																																																																		
4	建設業法による営業停止処分を受けている者又は会津美里町から入札指名停止措置を受けている者への下請は行っていない。																																																																																																		
5	下請は、社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）である。（やむを得ず未加入者を下請とした場合は、理由書を自らの元請を通じて県から直接工事を請け負った元請に提出し確認を受けるとともに、当該未加入の下請に対して、速やかな加入を繰り返し指導する。）																																																																																																		
6	契約に先立ち、下請から、法定福利費の額を明示した見積書を徴している。																																																																																																		
7	見積依頼時に、下請に対し当該下請契約に関する事項（工事内容、工期、契約条件（代金の支払時期・方法など））について、できる限り具体的な内容を提示している。																																																																																																		
8	上記6の内容提示から下請契約締結までに、下請が当該工事の見積りをするために必要な下記の期間を設けている。 ※見積りに必要な期間 ・下請予定価格が500万円未満の工事…1日以上 ・下請予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事…10日以上（やむを得ない事情がある場合は5日以上） ・下請予定価格が5,000万円以上の工事…15日以上（やむを得ない事情がある場合は10日以上）																																																																																																		
9	自己の取引上の地位を利用して、下請契約の金額を、施工しようとする工事に係る標準的な単価に基づく直接工事費、現場管理費等の間接工事費及び一般管理費を合計したものに満たない金額とした事実はない。																																																																																																		
10	下請工事の開始に先立って下請契約書を取り交わしている。																																																																																																		

改正後

	項 目	はい	いいえ
11	下請契約書には下記の事項を記載している。		
	① 工事内容		
	② 請負代金の額（請負代金内訳書に内書きするなどして、法定福利費の額を明示のこと）		
	③ 工事着手の時期及び工事完成の時期		
	④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法		
	⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		
	⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
	⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
	⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
	⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
	⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期		
	⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法		
	⑫ 工事の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容		
	⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
	⑭ 契約に関する紛争の解決方法		
⑮ 「請負人は会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項			
12	その他、法令や会津美里町元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はない。		

【記入上の注意】

1 町発注工事に係る全ての下請契約締結時（※1、2）に、各々の元請（※3）が自ら下請発注した工事について上記の項目を確認すること。

2 町から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約（※1）に係る契約書の写し及び本チェックリストを取りまとめの上、施工体制台帳提出時（変更時も含む）に町に提出すること。

3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

※1 「全ての下請契約」には2次下請以降における下請契約も含む。

※2 「下請契約締結時」には変更契約締結時も含む。

※3 「各々の元請」には町から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降におけるそれぞれの元請も含む。（例えば、2次下請契約においては1次下請人が元請、2次下請人が下請である。）

改正前

	項 目	はい	いいえ
11	下請契約書には下記の事項を記載している。		
	① 工事内容		
	② 請負代金の額（請負代金内訳書に内書きするなどして、法定福利費の額を明示のこと）		
	③ 工事着手の時期及び工事完成の時期		
	④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法		
	⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		
	⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
	⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
	⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
	⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
	⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期		
	⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法		
	⑫ 工事の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容		
	⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
	⑭ 契約に関する紛争の解決方法		
⑮ 「請負人は会津美里町元請・下請関係適正化指導要綱を遵守するとともに、工事の一部を他人に請け負わせる場合は請け負わせた者に同要綱の規定を遵守するよう指導しなければならない。」という条項			
12	その他、法令や会津美里町元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はない。		

【記入上の注意】

1 町発注工事に係る全ての下請契約締結時（※1、2）に、各々の元請（※3）が自ら下請発注した工事について上記の項目を確認すること。

2 町から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約（※1）に係る契約書の写し及び本チェックリストを取りまとめの上、施工体制台帳提出時（変更時も含む）に町に提出すること。

3 「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

※1 「全ての下請契約」には2次下請以降における下請契約も含む。

※2 「下請契約締結時」には変更契約締結時も含む。

※3 「各々の元請」には町から直接工事を請け負った元請だけでなく、2次下請以降におけるそれぞれの元請も含む。（例えば、2次下請契約においては1次下請人が元請、2次下請人が下請である。）